

告 示

埼玉県告示第五百五十四号

測量計画機関である埼玉県越谷県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 測量計画機関

埼玉県越谷県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（主要地方道越谷野田線 道路台帳整備）

三 作業地域

北葛飾郡松伏町大字松伏地内

四 作業期間

令和三年四月二十六日から令和三年九月三十日まで